

学校法人大原学園 介護福祉士実務者養成施設

通信課程規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、学校法人大原学園 介護福祉士実務者研修養成施設の通信課程規程に基づき、福祉の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本課程は、学校法人大原学園 介護福祉士実務者研修通信課程という。

(位 置)

第3条 本課程は、大阪府大阪市北区太融寺町2-14に置く。

第2章 課程および学科、修業年限、定員、学級数等

(課程・学科・修業年限・定員・学級数)

第4条 本課程は学校法人大原学園 介護福祉士実務者研修通信課程であり（修業年限：6ヶ月）の入講定員は576名である。なお、入講定員における学級数は18学級であり、1学級あたりの定員は32名である。

2. 上記1項にかかわらず有資格者（訪問介護員養成研修3級取得者、訪問介護員養成研修2級取得者、訪問介護員養成研修1級取得者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、認知症介護実践者研修修了者並びに喀痰吸引等研修修了者、看護師・准看護師の資格を有する者）における修業年限は法令に基づき1ヶ月以上とする。（但し、本規定は令和4年4月1日より入講した者に限る）

(通信地域)

第5条 本課程の通信地域は全国とする。

(終始期及び入講時期)

第6条 本課程の入講及び終了時期は次の通りである。

入講時期	終了時期		
	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月
4月1日	9月30日	6月30日	4月30日
4月16日	10月15日	7月15日	5月15日
5月1日	10月31日	7月31日	5月31日
5月16日	11月15日	8月15日	6月15日
6月1日	11月30日	8月31日	6月30日
6月16日	12月15日	9月15日	7月15日
7月1日	12月31日	9月30日	7月31日
7月16日	1月15日	10月15日	8月15日
8月1日	1月31日	10月31日	8月31日
8月16日	2月15日	11月15日	9月15日
9月1日	2月28日	11月30日	9月30日
9月16日	3月15日	12月15日	10月15日
10月1日	3月31日	12月31日	10月31日
10月16日	4月15日	1月15日	11月15日
11月1日	4月30日	1月31日	11月30日
11月16日	5月15日	2月15日	12月15日
12月1日	5月31日	2月28日	12月31日
12月16日	6月15日	3月15日	1月15日
1月6日	7月5日	4月5日	2月5日
1月16日	7月15日	4月15日	2月15日
2月1日	7月31日	4月30日	2月28日
2月16日	8月15日	5月15日	3月15日
3月1日	8月31日	5月31日	3月31日
3月16日	9月15日	6月15日	4月15日

(在籍年数)

第7条 本課程は、1年を超えて在籍することができない。ただし、特別の事情により、当該年数を超える在籍を許可することがある。

第3章 授業時間および教職員組織

(授業時間)

第8条 本課程の総授業時間は450時間以上とし、詳細は別表に定める。

なお、医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ別表の回数以上の演習を実施し、救急蘇生法演習についても1回以上実施する。

(教職員組織)

第9条 本課程に次の教職員を置く。

- (1) 施設長 1名
- (2) 教員 1名以上
- (3) 事務職員 1名以上

第4章 入講、休講、復講等

(入講資格)

第10条 本課程の入講資格は、次のとおりとする。

- (1) 中学校、特別支援学校の中等部等を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
(学校教育法第57条)
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
(学校教育法施行規則第95条第1項)
- (3) 在外教育施設(中学校と同等であると指定された課程)を修了した者
(学校教育法施行規則第95条第2項)
- (4) 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第95条第3項)
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
(学校教育法施行規則第95条第4項)
- (6) その他本学園において、中学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入講手続・許可)

第11条 本課程の入講手続は、次のとおりとする。

- (1) 本課程に入講しようとする者は、本課程の定める入講志願書その他の書類に必要事項を記載して、入講手続をとらなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類審査または必要に応じて面談を行い、入講者を決定する。
- (3) 本課程に入構を許可された者は、入構許可の日から10日以内に第21条に定める入構金を添えて入構手続きをとらなければならない。

(休講・復講・再入講・転科・転校)

第12条 受講生が疾病、その他やむを得ない理由によって休講する場合は、診断書およびその事由を記し、施設長の許可を受けなければならない。

- 2. 前項の者が復講しようとする場合は、届け出て復講することができる。
- 3. 本課程への再入講または転科を希望する者については、選考のうえこれを許可することがある。ただし、再入講は各開講期間の入講時期とする。

第5章 授業、試験、学業成績および修了等

(授 業)

第13条 本課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業のいずれかによりまたはこれらの併用により行う。

2. 印刷教材等による授業の実施にあたっては、添削等による指導をあわせて行う。

3. 授業の履修においては、次に掲げる3項目に基づき施設長がこれを認定する。

(1) 履修時間の出席率

面接授業の出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) レポート提出

課題レポートの提出が完了していない者には履修の認定をしないこととする。

(3) 授業科目ごとの学業成績

(試 験)

第14条 学業成績は、印刷教材等による授業の実施にあたっては、提出レポートの添削等によってこれを定め、面接授業にあたっては授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。また、提出レポートの再提出は添削の結果、不合格となった者のためにこれを行う。

3. 追試験および再試験、再提出は本課程において必要と認めたときに限りこれを行う。

(履修の免除)

第15条 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設（第5号養成施設）における教育の内容に相当するものと認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣に届けられたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。ただし、届出の必要がない研修にかかる修了認定科目については、厚生労働省の通知等に従うものとし、別表に定める。

(学業成績)

第16条 学業成績判定は、優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、次のとおりとする。

優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(課程修了)

第17条 本課程に在籍し、第8条別表に掲げる授業科目の履修および医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ別表の回数以上の演習を実施し、救急蘇生法演習についても1回以上実施し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して修了資格を得た者には、修了証を授与する。

第6章 褒章、懲戒および退講

(褒章)

第18条 成績優秀な受講生に対しては、施設長はこれを褒章することがある。

(懲戒)

第19条 受講生が本規程、命令に背きもしくは本学園の秩序を乱し、または受講生として本分に反する行為があった場合には、施設長はこれを懲戒する。懲戒は訓告、戒告および退講の3種とする。

(退講)

第20条 次に該当する者には、退講を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学園の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (5) 故意に本学園の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。
- (6) 学費の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

第7章 入講金、授業料、その他

(納付金)

第21条 本課程の入講金は免除、授業料は83,100円（教材費、維持費、実習費を含む）とする。

なお、履修の免除がある者の授業料免除額は別表に定めるとおりである。

大学生協等を利用しての申込者については、授業料から5%割り引いた価格とする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
3. 法人研修の受講生を受け入れる場合の納付金は、上記1項の授業料とは別に、法人ごとに契約締結した受講料及び納付日とする。
4. 講義の途中にて早退した者、理由を問わず講義に遅刻をした者等について、補講を実施する必要がある場合には、1時間あたり別途1,000円の追加補講料を徴収する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年8月1日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和4年4月16日から施行する。
2. この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。